

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(二件)……………一
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一
- ……(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………二
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………二
- ……(環境局総務部環境政策課)……………二

告示(選)

- 政治団体の届出……………六
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………七
- 政治団体の解散の届出……………九
- 資金管理団体の指定の届出……………二
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………二
- 資金管理団体の取消しの届出……………三
- 政治団体の届出……………三
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………五
- 政治団体の解散の届出……………八
- 資金管理団体の指定の届出……………九

- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………二〇
- 資金管理団体の取消しの届出……………三

公 告

- 都市計画の案(二件)……………三
- ……(都市整備局都市基盤部交通企画課)……………三
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………三
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………三
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………四
- ……(環境局総務部環境政策課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………四
- ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四

告 示

●東京都告示第千二百五十二号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和二年九月十四日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年十月六日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都都市計画部 追加する部分

市再生特別地区 千代田区内神田一丁目地区
(内神田一丁目地区)

- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

●東京都告示第千二百五十三号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和二年九月十四日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年十月六日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都都市計画部 追加する部分
市再生特別地区 豊島区東池袋一丁目地内
(東池袋一丁目地区)

- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)

●東京都告示第千二百五十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の

十六第一項の規定に基づき虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の氏名又は名称

独立行政法人都市再生機構及び国家公務員共済組合連合会

二 事業施行期間

平成二十六年七月十五日から令和十一年三月三十一日まで

三 施行地区

港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

中央区八重洲一丁目三番七号

六 施行認可の年月日

平成二十六年七月十五日

七 事業計画の変更の認可の年月日

令和二年十月六日

●東京都告示第千二百五十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和二年十月六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和二年九 清瀬市中清戸 延長
第一項第五号 月十七日 五丁目二番二 一・一〇〇
の規定による の一部 幅員 四・二〇〇
道路

●東京都告示第千二百五十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

杉並区 井草三丁目、井草四丁目、井草五丁目、上井草一丁目、上井草二丁目及び上井草三丁目
練馬区 下石神井四丁目、上石神井南町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東二丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目及び関町北四丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
西東京市 富士町四丁目、富士町五丁目、富士町六丁目、東伏見一丁目、東伏見二丁目、東伏見三丁目及び保谷町二丁目の区域
東京都知事 小池 百合子
新宿区西新宿二丁目八番一号
西武鉄道株式会社
代表取締役社長 若林 久
埼玉県所沢市くすのき台一丁目十一番地の一

三 対象事業の名称及び種類

西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、西武鉄道新宿線の井荻駅から西武柳沢駅までの間の約五・一キロメートルを連続立体交差化するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和二年十月六日から同年十一月四日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二

十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 杉並区環境部環境課

杉並区阿佐谷南一丁目十五番一号

イ 練馬区環境部環境課

練馬区豊玉北六丁目十二番一号

ウ 西東京市みどり環境部環境保全課

西東京市泉町三丁目十二番三十五号 エコプラザ

西東京

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名

称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務

所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和二年十一月十九日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

環境に及ぼす影響の評価の結論
環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>(1) 工事の施行中 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果は、66 dB～80 dBであり、各工種ともに、評価の指標である「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）又は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）の報告基準を下回っており、評価の指標を満足する。 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果は、47 dB～70 dBであり、各工種ともに、評価の指標である「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）の報告基準と同等又は下回っており、評価の指標を満足する。</p> <p>仮線時の鉄道騒音 仮線区間の鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間51 dB～57 dB及び夜間47 dB～53 dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p> <p>工 仮線時の鉄道振動 仮線区間の鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、60 dB～65 dBであり、予測値は現況値を上回るが、新たに仮線を敷設する箇所においては路盤改良を行い、道床の整備を念に行うとともに、車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を十分実施する等、鉄道振動の低減に努めることにより、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」をおおむね満足する。</p> <p>(2) 工事の完了後 ア 鉄道騒音 鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さ1.2mの地点において、昼間54 dB～57 dB及び夜間50 dB～52 dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しては騒音対策の指針について」（平成7年12月 環大第一第174号）に定める「騒音レベルの状況を改良により改善すること」を満足する。 イ 鉄道振動 鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、51 dB～53 dBであり、いずれも現況値を下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
土壌汚染	<p>事業区間周辺の一部の土地において土壌汚染のおそれがないものと判断できないものの、現時点では、事業用地未取得のため現地調査が実施できない。そのため、工事の施行に先立ち、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第117条に基づき調査を実施し、その結果、土壌汚染のおそれがあると認められた場合には、「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき、適切な措置を講ずることとし、これらの結果を事後調査報告書で報告する。 以上のことから、評価の指標である「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足する。</p>
日影	<p>工事の完了後において、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（昭和53年東京都条例第63号）の規制時間を超える日影は一部の地域で生じることが、擁壁部等で居住部にはあたらぬ範囲であることから日影の影響は小さいと予測される。 なお、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等のうち、「東京女子学院中学校」及び「東京女子学院高等学校」の敷地の一部で規制時間を超える日影が生じるもの、日影が生じる範囲は主に擁壁部となっているため、日影の影響は小さいと考えられる。また、「デジモンランド上石神井保育園」及び「そんなの家S上石神井」の敷地の一部では午後3時から午後4時までにかけて日影が生じるものの、規制時間を超える日影は生じないと予測される。 以上のことから、評価の指標を満足する。</p>
電波障害	<p>テレビ電波の受信障害は、地上デジタル放送については、事業区間の駅部及び上石神井車庫周辺において、構造物端部から遮蔽方向に、広域高及び東域局ともに最大約10mまでの範囲で影響が生じると予測され、また、衛星放送については、事業区間の北側で構造物端部から最大約27mまでの範囲で影響が生じると予測される。 本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やクーラーテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。 また、電波障害が生じると予測される地域以外において障害が生じた場合には、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、クーラーテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。 パルスノイズ障害については、テレビ画面に影響を及ぼすほどの障害は生じないものと予測される。 フラッシュ障害の範囲は、遮蔽障害の範囲内に収まることが予測される。 これらの障害に関して、デジタル放送については、類似事例も少ないため、障害が生じた場合には、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、クーラーテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。 これらにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起さなないこと」を満足する。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
景観	<p>事業区間の各駅周辺では商業系の土地利用が多く、その他の地域では住宅系の土地利用が多い状況にある。その中で、西武新宿線は都市的景観要素の一部となっており、工事の完了後においても、主要な景観の構成要素はほとんど変化しない。また、現在、地平を走行している鉄道は工事の完了後に高架化されるが、事業区間周辺の都市的景観要素として融合するものと考えられる。加えて、高架橋及び駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮する。</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが鉄道施設を中心に広がる商業施設や戸建て、中高層の住宅等となっている。その中に新たな都市的景観要素として高架橋等の鉄道施設が加わり、一部眺望の変化が認められるものの、鉄道施設は周辺環境と調和した都市的景観要素の一部となる。また、路切が除却されることにより交通渋滞が緩和されて人通りや自動車の流れが整ったものとなることに加え、鉄道施設については周辺環境に調和するよう配慮する等、環境保全のための措置を実施する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「事業地周辺の自然、歴史、文化、地域性等に配慮すること」を満足する。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地については、事業の実施に伴い一部改変されるが、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づき、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>また、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、同法等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努める。</p> <p>これらのことから、埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響は小さく、評価の指標である「文化財保護法等に定められた保全に関する事項を遵守すること」を満足する。</p>
史跡・文化財	<p>事業区間周辺には、公園等が点在するが、直接的な改変はないことから、公園等への影響は小さいと考えられる。なお、「武蔵野の路(千川・石神井コース)」及び「ねりまの散歩道(武蔵関公園コース)」と想定される主な工事用車両の走行ルートとの一部が重なることや、東伏見駅の北側に仮線を設ける計画としており「みどりの散策マップ(屋敷林と畑のコース)」の一部が改変されることから、工事の施行に伴い、自然との触れ合い活動の場への影響が考えられる。そのため、工事用車両の出入口付近に交通誘導員を配置することや、東伏見駅の北側における迂回路の設置等の措置を講じることや、歩行者や自転車の移動障害を防ぎ、通行空間を確保するほか、工事用車両の走行ルートと重なる散歩道では、工事用車両の制限速度を守り、安全運転を徹底することとする。さらに、鉄道の構造形式は高架構造であり、工事の完了後は路切が除去されることと、散歩道の機能は向上すると考えられる。</p> <p>これらのことから、自然との触れ合い活動の場の利用に著しい影響は生じないと予測され、評価の指標である「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p>
自然との触れ合い活動の場	

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
廃棄物	<p>既存構造物の撤去及び建設工事に伴い発生するコンクリート塊、アスファルト塊、鉄骨等の建設廃棄物及び建設発生土については、再資源化率等の予測を9%以上、建設発生土については再資源化率の子割を98%とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月 東京都)に定める東京都関連工事の目標値を達成する。</p> <p>アラスチック、ガラス、カーブル等の建設廃棄物については、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>建設混合廃棄物について、同計画に定める東京都関連工事の目標値を達成するように再資源化等を行うとともに、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>再資源化が困難な建設廃棄物及び建設発生土並びに有効利用が困難な建設発生土については、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足する。</p>

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
れいわ新選組衆議院東京都第10区総支部	渡辺 照子	向笠 眞弘	新宿区原町2-19	R2. 3. 23	○	衆議院議員
れいわ新選組衆議院東京都第22区総支部	榑淵 万里	榑淵 万里	狛江市和泉本町1-3-1	R2. 3. 13	○	衆議院議員

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
金澤ゆい後援会	金澤 結衣	金澤 清隆	江東区三好4-7-21	R2. 5. 21	衆議院議員	金澤 結衣、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
小松みきひで後援会	小松 樹英	小松 一郎	江東区扇橋1-10-6	R2. 5. 21
沢田ひろかず後援会	沢田 洋和	沢田 慶	品川区東品川1-28-11	R2. 5. 12
中野義治と歩む会	中田 昌宏	池上 活彦	あきる野市湖上314-8	R2. 5. 22
日本共産党杉山こういち後援会	片桐 憲勝	渡部 勝	大田区西蒲田6-34-7	R2. 5. 15
松木かりん後援会	松木 香凛	松木 義也	大田区蒲田5-46-11	R2. 5. 18
松田りゅうすけ後援会	松田 龍典	松田 龍典	大田区西蒲田3-10-7	R2. 5. 8
ユニバーサル社会クリエイティブ	高澤 大介	高澤 大介	渋谷区渋谷1-5-1	R2. 5. 1
りんごの会	奥野 倫子	奥野 衛	日野市大坂上3-25-5	R2. 5. 7
ロップンギフラット経済活動再開の会	飯田 佳宏	飯田 佳宏	港区麻布台3-2-14	R2. 5. 29

●東京都選挙管理委員会告示第百十四号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六

告示(選)

条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和二年十月六日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党東京都第14区総支部	青柳 雅之	代表者の氏名	青柳 雅之	清水 啓史	R2. 4. 20
		会計責任者の氏名	山崎 泰	廣澤 愛和	R2. 4. 20
自由民主党東京都墨田区第二十六支部	福田 はるみ	会計責任者の氏名	百瀬 佳子	福田 桂二	R2. 3. 27
自由民主党東京都武蔵野市第二支部	島崎 義司	会計責任者の氏名	島崎 純子	斉藤 千昭	R2. 5. 18
自由民主党東京都薬剤師支部	永田 泰造	代表者の氏名	永田 泰造	石垣 栄一	R2. 4. 24
日本共産党武蔵野三鷹地区委員会	平野 義尚	会計責任者の氏名	平野 義尚	金子 澄子	R2. 5. 10
立憲民主党東京都第9区総支部	山岸 一生	政治団体の名称	立憲民主党東京都第9区総支部	立憲民主党東京都参議院選挙区第4総支部	R1. 12. 2
		主たる事務所の所在地	練馬区石神井町7-1-14	千代田区平河町2-12-4	R1. 12. 2
		公職の種類(第一号)	衆議院議員	参議院議員	R1. 12. 2

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
大森ゆきこ後援会	大森 有希子	会計責任者の氏名	大森 有希子	土屋 由希子	R2. 3. 31
奥村さち子と街づくりの会	奥村 幸子	会計責任者の氏名	荒井 るみ子	重田 益美	R2. 4. 16
木原誠二後援会	野島 善司	会計責任者の氏名	西倉 賢二	谷野 マリ子	R2. 5. 7
木村たけつか後援会	木村 剛司	主たる事務所の所在地	墨田区東向島3-39-10	荒川区荒川5-26-6	R1. 11. 1
小林史明を育てる会	小林 史明	会計責任者の氏名	小川 麻理亜	田中 昭彦	R2. 5. 20
持続可能都市政策研究会	加藤 功一	会計責任者の氏名	阿部 秀寛	加藤 功一	R2. 3. 19
持続可能な都市政策研究会	加藤 功一	政治団体の名称	持続可能な都市政策研究会	持続可能都市政策研究会	R2. 4. 6
情報公開かつしか	大森 有希子	会計責任者の氏名	大森 有希子	秦 智紀	R2. 3. 31
立川・生活者ネットワーク	田中 美保	会計責任者の氏名	坂下 香澄	田中 美保	R2. 5. 13
東京都宅建政治連盟足立支部	昼間 隆之	会計責任者の氏名	青田 明子	石塚 修一	R2. 5. 21
東京都宅建政治連盟北多摩支部	小原 啓嗣	代表者の氏名	小原 啓嗣	長谷山 勝美	R2. 5. 19

●東京都選挙管理委員会告示第百十五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十月六日

東京都選挙管理委員会

東京都宅建政治連盟国分寺国立支部	小柳 洋次	会計責任者の氏名	渋谷 修一	岡田 俊介	R2. 4. 24
東京都宅建政治連盟墨田支部	小澤 明人	代表者の氏名	小澤 明人	水木 和男	R2. 5. 13
		会計責任者の氏名	進士 栄一郎	安井 喜美代	R2. 5. 13
東京都宅建政治連盟立川支部	小山 善治	会計責任者の氏名	久住 俊夫	菅谷 康久	R2. 5. 12
東京都宅建政治連盟西多摩支部	中村 健泰	代表者の氏名	中村 健泰	石井 勇	R2. 5. 12
東京都宅建政治連盟練馬支部	立花 祐一	代表者の氏名	立花 祐一	金沢 景一	R2. 5. 11
東京都宅建政治連盟八王子支部	山口 寛	会計責任者の氏名	加藤 叔永	大貫 雅之	R2. 4. 30
東京都宅建政治連盟目黒支部	鈴木 史高	代表者の氏名	鈴木 史高	渡部 正輝	R2. 4. 24
東京都藤井もとゆき後援会	永田 泰造	代表者の氏名	永田 泰造	石垣 栄一	R2. 4. 24
東京都本田あきこ後援会	永田 泰造	代表者の氏名	永田 泰造	石垣 栄一	R2. 4. 24
東京都薬剤師連盟	湯上 俊之	代表者の氏名	湯上 俊之	大西 義雄	R2. 4. 24
都民ファーストの会鈴木くにかず後援会	鈴木 邦和	主たる事務所の所在地	武蔵野市吉祥寺本町1-31-4	武蔵野市御殿山1-2-9	R2. 3. 9
		会計責任者の氏名	鈴木 邦和	鹿見 良真	R2. 3. 9
都民ファーストの会武蔵野市支部	鈴木 邦和	主たる事務所の所在地	武蔵野市吉祥寺本町1-31-4	武蔵野市御殿山1-2-9	R2. 3. 9
		会計責任者の氏名	鈴木 邦和	鹿見 良真	R2. 3. 9
西のなお美と街づくりの会	西埜 真美	会計責任者の氏名	荒井 るみ子	岡田 直子	R2. 4. 16
西野正人友の会	伊藤 英土	政治団体の名称	西野正人友の会	西野まさひと友の会	R2. 5. 11
ひるま利蔵後援会	田中 忍	会計責任者の氏名	金子 崇裕	太田 雄二	R2. 5. 10
深谷隆司・辻清人を囲む小石川税理士の会	中村 勝	主たる事務所の所在地	文京区春日1-10-1	文京区小石川2-6-6	R1. 12. 18
福田はるみ後援会	百瀬 佳子	代表者の氏名	百瀬 佳子	福田 桂二	R2. 3. 27
		会計責任者の氏名	伊藤 公子	山崎 最彦	R2. 3. 27
府中・生活者ネットワーク	田村 智恵美	代表者の氏名	田村 智恵美	荒井 るみ子	R2. 4. 16
		会計責任者の氏名	荒井 るみ子	岡田 直子	R2. 4. 16
松原秀典後援会	西村 英雄	会計責任者の氏名	川久保 幸則	井上 忠男	R2. 2. 27

水野もとか後援会	水野 素子	政治団体の名称	水野もとか後援会	水野素子後援会	R2. 5. 11
		主たる事務所の所在地	江戸川区西葛西5-6-23	港区芝公園2-6-8	R2. 5. 11
		公職の種類（第一号）	衆議院議員	参議院議員	R2. 5. 11
		公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	水野 素子、衆議院議員	水野 素子、参議院議員	R2. 5. 11

●東京都選挙管理委員会告示第百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和二年十月六日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都板橋区第十四支部	菊田 順一	R2. 5. 27
自由民主党東京都品川区第二十四支部	沢田 洋和	R2. 5. 12
自由民主党東京都千代田区第三支部	藤井 彩	R2. 5. 22
立憲民主党東京都第16区総支部	初鹿 明博	R2. 3. 2

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
うかい豊土後援会	鵜飼 豊土	R2. 3. 1
菊田順一育成会	菊田 順一	R2. 5. 27
菊田順一後援会	榎本 竹雄	R2. 5. 27
工藤浩司後援会	工藤 浩司	R2. 3. 30
さいとう成宏サポータークラブ	齋藤 成宏	R2. 5. 1
沢田ひろかず後援会	沢田 洋和	R2. 5. 12
三知会	柳瀬 一利	R2. 5. 8
中山賢二後援会	中山 賢二	R1. 12. 31
広瀬みち子友の会	広瀬 美知子	R2. 3. 31

●東京都選挙管理委員会告示第百十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

令和二年十月六日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
松木 香凜	都議会議員	松木かりん後援会	大田区蒲田5-46-11	R2. 5. 18
松田 龍典	都議会議員	松田りゅうすけ後援会	大田区西蒲田3-10-7	R2. 5. 8

●東京都選挙管理委員会告示第百十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

令和二年十月六日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
加藤 功一	持続可能な都市政策研究会	政治団体の名称	持続可能な都市政策研究会	持続可能都市政策研究会	R2. 4. 6
笹本 由紀子	笹本由紀子とささの葉の会	主たる事務所の所在地	渋谷区笹塚2-43-7	渋谷区代々木2-23-1	R2. 3. 31
鈴木 邦和	都民ファーストの会鈴木くにかず後援会	主たる事務所の所在地	武蔵野市吉祥寺本町1-31-4	武蔵野市御殿山1-2-9	R2. 3. 9
本日 さよ	本日さよと笑顔をつくる会	主たる事務所の所在地	台東区谷中3-24-8	台東区上野桜木2-1-9	R2. 3. 14
水野 素子	水野もところ後援会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	R2. 5. 11
		政治団体の名称	水野もところ後援会	水野素子後援会	R2. 5. 11
		主たる事務所の所在地	江戸川区西葛西5-6-23	港区芝公園2-6-8	R2. 5. 11

●東京都選挙管理委員会告示第百十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九條第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九條の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十月六日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
菊田 順一	菊田順一育成会	R1. 5. 1
工藤 浩司	工藤浩司後援会	H31. 4. 30
広瀬 美知子	広瀬みち子友の会	R2. 3. 31
松沢 利行	松沢利行後援会	R1. 5. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百二十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六
 条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によること
 とされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があ
 ったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

令和二年十月六日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都日野市第三支部	西野 正人	橋本 栄萬	日野市日野本町6-9-1	R2. 6. 8	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
アジア・アフリカ支援機構	永井 敏勝	永井 敏勝	新宿区北新宿4-20-12	R2. 6. 25
小野たいすけ後援会	小野 泰輔	小野 泰輔	中央区新川1-28-7	R2. 6. 5
現職女性知事を応援する都民ファーストの会	荒木 千陽	白井 淳子	新宿区西新宿4-32-4	R2. 6. 15
小林れい子後援会	島元 雅夫	井上 義一	文京区千石3-3-1	R2. 6. 5
小林れい子事務所	島元 雅夫	井上 義一	文京区千石3-3-1	R2. 6. 5
都民ファーストの会天風いぶき後援会	橋本 梢	橋本 由実	北区赤羽2-1-7	R2. 6. 3
都民ファーストの会北区第一支部	橋本 梢	橋本 由実	北区赤羽2-1-7	R2. 6. 3
浜田浩一郎と東京都中央区の未来を創る会	濱田 浩一郎	濱田 浩一郎	中央区湊2-11-1	R2. 6. 2
原純子後援会	河野 行博	小野寺 悟	江戸川区西一之江4-16-15	R2. 6. 18
宮崎こうき後援会	宮崎 孔貴	宮崎 ふさ子	文京区関口1-23-6	R2. 6. 16

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党新宿総支部	古城 将夫	会計責任者の氏名	三澤 秀子	井下田 栄一	R2. 6. 25
国民民主党東京都第16区総支部	水野 素子	会計責任者の氏名	山口 積恵	北條 博一	R2. 6. 18
自由民主党稲城総支部	中山 賢二	主たる事務所の所在地	稲城市坂浜1085-2	稲城市矢野口1269	R2. 6. 8
		代表者の氏名	中山 賢二	原島 茂	R2. 6. 8
自由民主党狛江総支部	井上 城治	主たる事務所の所在地	狛江市中和泉1-26-28	狛江市東野川2-7-12	R2. 6. 9
		代表者の氏名	井上 城治	栗山 欽行	R2. 6. 9
自由民主党東京都板橋区第十八支部	喜屋武 克哲	代表者の氏名	喜屋武 克哲	今井 健二	R2. 4. 14
自由民主党東京都葛飾区第二十九支部	安西 俊一	会計責任者の氏名	安西 八重子	進藤 カズエ	R2. 2. 1
自由民主党東京都品川区第三十五支部	鈴木 直子	会計責任者の氏名	鈴木 哲郎	岩崎 千尋	R2. 3. 24
自由民主党東京都造船支部	徳留 健二	会計責任者の氏名	立石 学	齋藤 弘	R2. 6. 1
自由民主党東京都宅建支部	久保田 辰彦	会計責任者の氏名	菅野 俊彦	岡田 英樹	R2. 6. 15

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
青山秀雄後援会	原島 清	代表者の氏名	原島 清	内野 勲雄	R1. 12. 28
安西俊一後援会	安西 俊一	会計責任者の氏名	安西 八重子	進藤 カズエ	R2. 2. 1
いいじま文彦後援会	飯島 文彦	会計責任者の氏名	飯島 妃路子	飯島 博幸	R2. 6. 30
池田ひろ一後援会	岩井 孝雄	主たる事務所の所在地	北区赤羽3-22-6	北区赤羽北1-3-15	R1. 10. 19
		代表者の氏名	岩井 孝雄	清水 美明	R1. 10. 19
今井健二後援会	喜屋武 克哲	代表者の氏名	喜屋武 克哲	今井 健二	R2. 4. 14
菅直人を囲む税理士の会	伊藤 則義	主たる事務所の所在地	調布市深大寺北町1-23-1	調布市深大寺北町5-32-1	R1. 12. 1
共生社会をつくる会	齋藤 新一	主たる事務所の所在地	武蔵野市西久保3-17-13	武蔵野市西久保3-13-8	R2. 4. 1
		会計責任者の氏名	星野 武広	山本 敦	R2. 4. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百二十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十月六日

東京都選挙管理委員会

久保園悠後援会	久保園 悠	主たる事務所の所在地	神奈川県川崎市宮前区小台2-6-2	新宿区西新宿5-5-10	R2. 6. 1
小池ゆりこ税理士後援会	内山 良子	主たる事務所の所在地	豊島区池袋2-68-10	豊島区西池袋3-30-10	R2. 6. 10
		代表者の氏名	内山 良子	中西 堅二	R2. 6. 10
幸野おさむ後援会	幸野 裕美	代表者の氏名	幸野 裕美	幸野 統	R1. 7. 15
		会計責任者の氏名	幸野 裕美	幸野 統	R1. 7. 15
こみや郁夫後援会	古宮 郁夫	代表者の氏名	古宮 郁夫	関根 藤男	R2. 4. 1
斉藤かつとし後援会	斉藤 勝俊	主たる事務所の所在地	清瀬市竹丘1-9-11	清瀬市上清戸2-2-2	R2. 6. 29
斉藤シンイチを応援する会	星野 武広	主たる事務所の所在地	武蔵野市西久保3-17-13	武蔵野市西久保3-13-8	R2. 4. 1
		代表者の氏名	星野 武広	山本 敦	R2. 4. 1
市民の声・江東	中村 雅子	会計責任者の氏名	花村 健一	村田 文雄	R2. 4. 28
市民の力・東京	中村 雅子	会計責任者の氏名	花村 健一	村田 文雄	R2. 4. 28
新宿都民の会	久保園 悠	主たる事務所の所在地	神奈川県川崎市宮前区小台2-6-2	新宿区西新宿5-5-10	R2. 6. 1
杉浦ひろゆき後援会	杉浦 裕之	会計責任者の氏名	杉浦 みゆき	猪俣 正興	R2. 4. 1
杉並の未来を考える会	矢澤 規充	主たる事務所の所在地	杉並区清水3-11-9	杉並区天沼3-6-2	R2. 6. 30
政治結社愛皇一神會	米澤 一孝	主たる事務所の所在地	江戸川区篠崎町3-3-13	江戸川区江戸川1-10-1	R2. 5. 23
そなえ邦彦後援会	備 邦彦	会計責任者の氏名	山田 真佐子	高橋 日出男	R2. 1. 30
チームここに幸あれ!	幸野 裕美	代表者の氏名	幸野 裕美	幸野 統	R1. 7. 15
		会計責任者の氏名	幸野 裕美	幸野 統	R1. 7. 15
チーム本多夏帆	本多 夏帆	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町2-20-3	武蔵野市中町3-15-4	R1. 10. 1
		会計責任者の氏名	本多 祐也	船井 千賀子	R2. 3. 1
東京小売酒販組合政治連盟	吉田 精孝	代表者の氏名	吉田 精孝	坂田 辰久	R2. 4. 7
東京・生活者ネットワーク	小西 美香	代表者の氏名	小西 美香	水谷 泉	R2. 6. 4
東京都医師政治連盟江戸川支部	田部 浩生	代表者の氏名	田部 浩生	山上 恵一	R2. 6. 20

		会計責任者の氏名	中村 龍治	八木橋 修	R2. 6. 23
東京都印刷産業政治連盟	橋本 唱一	代表者の氏名	橋本 唱一	木村 篤義	R2. 6. 2
東京都宅建政治連盟	久保田 辰彦	会計責任者の氏名	菅野 俊彦	岡田 英樹	R2. 6. 11
東京都宅建政治連盟荒川支部	井田 祐樹	代表者の氏名	井田 祐樹	赤澤 誠彦	R2. 5. 24
東京都宅建政治連盟大田支部	菅野 俊彦	会計責任者の氏名	三野 太郎	高田 英一郎	R2. 5. 27
東京都宅建政治連盟世田谷支部	千葉 信行	代表者の氏名	千葉 信行	渡邊 勉	R2. 6. 1
		会計責任者の氏名	長嶋 均	島田 誠	R2. 6. 1
東京民社協会	川合 孝典	主たる事務所の所在地	港区西新橋2-11-14	中央区新富1-4-1	R2. 6. 10
		会計責任者の氏名	及川 妙子	安斎 昭	R2. 6. 10
中村まさ子と共に歩む会	中村 雅子	主たる事務所の所在地	江東区大島9-4-2	江東区大島8-13-1	R2. 4. 28
		会計責任者の氏名	花村 健一	村田 文雄	R2. 4. 28
西東京ユナイテッド	沢田 隆二	主たる事務所の所在地	渋谷区松濤2-2-9	西東京市谷戸町3-22-11	R2. 6. 25
西野正人友の会	寺田 公普	代表者の氏名	寺田 公普	伊藤 英士	R2. 6. 2
ニュー政治経済研究会	生貝 健二	主たる事務所の所在地	千代田区神田錦町1-21	千代田区九段北4-3-26	R2. 6. 1
働く	本多 夏帆	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町2-20-3	武蔵野市中町3-15-4	R1. 10. 1
		会計責任者の氏名	本多 祐也	船井 千賀子	R2. 3. 1
百成会	小池 百合子	会計責任者の氏名	山本 孜	中西 堅二	R2. 6. 5
水野もところ後援会	水野 素子	会計責任者の氏名	唐崎 健嗣	廣岡 純二	R2. 6. 18
無所属 東京みらい	奥澤 高広	会計責任者の氏名	藤田 礼伊奈	齋藤 礼伊奈	R2. 5. 31
山岸一生後援会	山岸 一生	主たる事務所の所在地	練馬区石神井町7-1-14	千代田区平河町2-12-4	R2. 4. 1

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都板橋区第十八支部	喜屋武 克哲	R2. 6. 21
自由民主党東京都世田谷区第十七支部	山内 彰	R1. 5. 1

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
今井健二後援会	喜屋武 克哲	R2. 6. 21
大西さとると歩む会	大西 智	R2. 6. 26
奥富喜一後援会	長崎 進	R2. 6. 14
幸野おさむ後援会	幸野 裕美	R1. 7. 20
佐久間正文後援会	村上 規一	R2. 5. 23
市民の力・東京	中村 雅子	R2. 5. 15
関田みつぐ後援会	村上 昭彦	R1. 9. 28
田村昌巳後援会	田村 昌巳	H31. 4. 30
チームここに幸あれ!	幸野 裕美	R1. 7. 20
中里省三後援会	中里 省三	R1. 12. 31
中野総合政策研究所	渡邊 武	R2. 3. 31
なかむらたけおと一緒に望みを叶える会	中村 竹夫	R2. 1. 20
ニッポンの智力を活かす会	藤田 憲一	R2. 5. 31
林とも子と生き生きねっと	林 倫子	R2. 5. 28
土方長久後援会	土方 長久	R2. 6. 30

●東京都選挙管理委員会告示第百二十二号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったの
 で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
 表する。

令和二年十月六日

東京都選挙管理委員会

陽は昇る小金井市民連合	黒田	百樹	R1.	12.	1
宮下じろうと進む会	宮下	滋郎	R2.	6.	8
「山内あきら」を育てる会	山内	彰	R1.	5.	1
渡辺だいすけ後援会	渡邊	大祐	R1.	12.	31

●東京都選挙管理委員会告示第百二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九條第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和二年十月六日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小野 泰輔	都知事	小野たいすけ後援会	中央区新川1-28-7	R2. 6. 5
橋本 梢	都議会議員	都民ファーストの会天風いぶき後援会	北区赤羽2-1-7	R2. 6. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十月六日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
久保 蘭 悠	久保蘭悠後援会	主たる事務所の所在地	神奈川県川崎市宮前区小台2-6-2	新宿区西新宿5-5-10	R2. 6. 1
田淵 正文	正文会	公職の種類	衆議院議員	区長	R2. 5. 20
中村 雅子	中村まさ子と共に歩む会	主たる事務所の所在地	江東区大島9-4-2	江東区大島8-13-1	R2. 4. 28
藤田 礼伊奈	斉藤れいな後援会	代表者の氏名	藤田 礼伊奈	齋藤 礼伊奈	R2. 5. 31
本多 夏帆	チーム本多夏帆	主たる事務所の所在地	武蔵野市中町2-20-3	武蔵野市中町3-15-4	R1. 10. 1
山岸 一生	山岸一生後援会	主たる事務所の所在地	練馬区石神井町7-1-14	千代田区平河町2-12-4	R2. 4. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百二十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十月六日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
花輪 智史	花輪ともふみ後援会	R1. 12. 30

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
喜屋武 克哲	今井健二後援会	R2. 4. 14
幸野 裕美	幸野おさむ後援会	R1. 7. 15
田村 昌巳	田村昌巳後援会	H31. 4. 30
中里 省三	中里省三後援会	R1. 12. 31
西野 文昭	西野文昭後援会	R1. 5. 1
橋本 祐幸	橋本祐幸後援会	R2. 5. 1
林 倫子	林とも子と生き活きねっと	R2. 5. 28
山内 彰	「山内あきら」を育てる会	R1. 5. 1
渡邊 大祐	渡辺だいすけ後援会	R1. 12. 31

公 告

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都市高速鉄道

西武鉄道新宿 追加する部分

線 杉並区下井草五丁目、上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、井草五丁目、練馬区下石神井四丁目、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東二丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目及び関町北四丁目各地内

削除する部分

新宿区新宿三丁目、歌舞伎町一丁目、百人町一丁目、百人町二丁目、大久保三丁目、高田馬場一丁目、高田馬場二丁目、豊島区高田三丁目、新宿区下落合一丁目、上落合一丁目、上落合二丁目、中落合一丁目、中井一丁目、中野区上高田五丁目、松が丘一丁目、松が丘二丁目、沼袋一丁目、沼袋三丁目、

二 縦覧場所

野方四丁目、野方六丁目、鷺宮一丁目、鷺宮三丁目、鷺宮四丁目、鷺宮六丁目、杉並区下井草二丁目、下井草三丁目、下井草四丁目、下井草五丁目、上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、練馬区下石神井四丁目及び上石神井一丁目各地内

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七条第一項の規定により、西東京都市計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

西東京都市計画都市高速鉄道

西武鉄道新宿 追加する部分

線 西東京市東伏見一丁目、東伏見二丁目、東伏見三丁目、富士町四丁目及び柳沢一丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び西東京市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十月六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

立川市砂川町六丁目十一番一、立川市砂川町二丁目五十九番二、同番二地先及び十二番地の三 株式会社ムサシ田中企画 代表取締役 田中 太

武蔵村山市三ツ木一丁目二十八番六 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

あきる野市三内字大久保平七百八十七番及び七百九十一番の各一部 あきる野市三内七百八十七番地 松村 忠

あきる野市下代継字東千代里四百十七番一及び同番五 福生市東町一番地一 有限会社デイスパシオ 取締役 八木 友也

東大和市奈良橋五丁目七百九十番十五及び同番二十六 神奈川県相模原市中央区富士見二丁目八番八号

住宅情報館株式会社
代表取締役 黒羽 秀朗

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十月六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

清瀬市中清戸五丁目二番二の 武蔵野市吉祥寺北町一丁目
一部、同番四、同番九及び五 二十九番一号
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 佳克

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の
届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八条第一項の規定に基づき、(仮称)TGM芝浦プロジェクトについて、次のとおり工事を完了した届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。
令和二年十月六日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東京ガス不動産株式会社

代表取締役社長 穴水 孝
港区港南二丁目十五番三号

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

中央区日本橋室町二丁目一番一号

三菱地所株式会社

執行役社長 吉田 淳一

千代田区大手町一丁目一番一号

二 対象事業の名称

(仮称)TGM芝浦プロジェクト

三 工事着手の年月日

平成二十七年六月一日

四 工事を完了の年月日

令和二年七月十五日

五 届出日

令和二年八月三十一日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
令和二年十月六日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 渋谷ヒカリエ
二 店舗所在地 渋谷区渋谷二丁目二十一番一号
三 設置者名 東急株式会社

四 意見

ア 聴取者 渋谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和二年九月二十三日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和二年十月六日から同年十一月六日まで。
ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

一本号
一箇月 六、六〇〇円
七〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

